

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 9月20日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋給気ファン用加熱蒸気コイル（B・C・D）ドレントラップの入口ストレーナ（3台）点検において、スクリーンに変形が認められたため、当該部を交換	D	
2	1号機	中央制御室換気空調機（A）用加熱コイル差圧計内部に腐食が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
3	2号機	タービン建屋補機冷却系熱交換器（C）逆洗弁用開度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該開度計を点検・修理	D	
4	2号機	排ガス湿分分離器出口水素濃度記録計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該検出回路を点検・修理	D	
5	2号機	主発電機水素ガス流量計のカバーにひびが認められたため、当該カバーを交換	D	
6	3号機	原子炉建屋機器ドレンサンプポンプ出口弁（2台）の浸透探傷検査において、弁棒に線状指示模様は認められたため、当該弁棒を交換	C	12月13日再審議にてグレード変更 D → C
7	3号機	原子炉建屋ファンネル点検において、不具合（1箇所：アクリル板不良）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
8	3号機	タービン建屋ファンネル点検において、不具合（24箇所：詰まり等）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
9	3号機	活性炭ホールドアップ装置排ガス乾燥機制御盤の裏扉の取っ手が破損したため、当該部を修理	D	
10	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）ターニング装置点検において、ノックピン（2本）のネジ山に劣化が認められたため、当該ピンを交換	D	
11	3号機	原子炉隔離時冷却系パロメトリック復水器排気用圧力抑制室入口弁の開操作時、閉固着が認められたため、当該弁を点検・修理	C	12月26日再審議にてグレード変更 D → C
12	3号機	取水設備パー回転式スクリーン（A）及びトラベリングスクリーン（A）の点検において、駆動側・反駆動側のブッシュ及びシャフトに摩耗が認められたため、当該ブッシュ及びシャフトを交換	D	
13	4号機	給復水系復水前置ろ過器（B）の逆洗操作において、ドレン弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	集中環境施設	補助ボイラー（C）排ガス分析計サンプルガス採取部に一時的な詰まり事象が認められたため、当該部を点検・清掃	D	
15	集中環境施設	補機冷却海水ポンプ（C）グランド部の増し締め代不足が認められたため、当該グランド部のパッキンを交換	対象外	
16	その他	海生物処理設備ろ過水圧送ポンプ（A）用電動機の点検において、電動機内蔵スペースヒータの断線が認められたため、当該電動機を交換	D	
17	その他	海生物焼却設備前処理設備（No. 1）ホッパ切り出し装置出口部に污泥等の詰まりが認められたため、当該装置を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで